

令和5年第6回農業委員会総会会議録

令和5年第6回船橋市農業委員会総会を令和5年6月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

飯島 行雄 宍倉 由紀雄

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第6回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
次長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 7番、高橋光一委員と、10番、石井俊郎委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 次長。
次長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

- 議長
石山審査班長
- 本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。
- それでは、今月2日、齋藤教子委員、飯島行雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。
- 議案第1号の1につきましては、緑台に本社を置く農地所有適格法人以外の法人である譲受人が当該農地を賃借し、農業経営の拡大を図るものです。
- 農業従事者は6名、世帯従事日数は1,000日、農機具を一式保有しております。
- 平成21年の法改正により、農地所有適格法人以外の法人であっても、解除条件付の契約によれば貸し借りが可能となったため、本申請に解除条件を付した賃貸借契約書の写しが添付されております。
- 以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項の第2号及び第4号を除く各号に該当せず、加えて農地法第3条第3項各号の要件を含む許可要件のすべてを満たしているので、許可すべきものと思われまます。
- 議長
- ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長
- 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可とすることに決しました。
- 次長。
- 次長
- 農地法第5条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。
- 議長
- 本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。
- 石山審査班長
- それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書3ページ、地図3から5ページをご覧ください。
- 議案第2号の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、

特定建築条件付売買予定地8棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地、宅地、道路及び墓地となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はありません。都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。小川委員。

小川委員

議案第2号の1の申請地について、自分の農地が近くにあるが、道路境界には立ち会ったけど、今回の宅地8棟についての説明は来ていなかった。

石山審査班長

それは、小川委員の農地と隣接しているんですか。

小川委員

道路の反対側です。

議長

質問の主旨は、道路を挟んだら説明はなくてもいいのかということですよ。

小川委員

そういうことです。

議長

事務局説明をお願いします。

- 事務局 県の様式である事業計画書には隣接農地所有者・耕作者への説明状況等を記載する項目がありますが、道路を挟んでいる、すなわち隣接していない方は対象外になります。
- 小川委員 分かりました。
- 議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。
- 議長 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。
- 次長。
- 次長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の2から6を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。
- 菊池審査班長 それでは、今月2日、土橋博之委員、宍倉由紀雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書3ページ、地図6から9ページをご覧ください。
- 議案第2号の2から4につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。
- 議案第2号の2から4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地25棟として転用するものです。
- 現地は畑で、隣接地は畑、雑種地、宅地、道路及び鉄道用地となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま
- す。
- また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。
- 本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されてお

す。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手續については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、馬込沢駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断いたします。

議案書4ページ、地図10から12ページをご覧ください。

議案第2号の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、道路及び現況道路の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手續については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

議案書4ページ、地図13から15ページをご覧ください。

議案第2号の6につきましては、不動産業を営む譲受人が、議案第2号の5の宅地開発に伴い残地となる予定の当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、周囲は土留鋼板を施工、雨水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者へは説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、5議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま

す。全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

次長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の7を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めま

石山審査班長

す。それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図16から18ページをご覧ください。

議案第2号の7につきましては、建設業を営む譲受人が、自宅に隣接しており利便性の高い当該地を取得し、資材置場及び駐車場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、転用許可済みで現況雑種地の畑、宅地及び道路となっており、周囲はブロック及びネットフェンスを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者へは説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま

す。全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

次長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の8から9を上程いたします。

議長

本議案につきまして、菊池審査班長の説明を求めま

菊池審査班長

す。それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図19から21ページをご覧ください。

2号議案の8につきましては、運送業を営む譲受人が、取引先に近く利便性の高い当該地を取得し、駐車場として整備するもので

す。現地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、周囲は万能合板及び鋼板を施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

また、隣接農地所有者へは説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

議案書4ページ、地図22から24ページをご覧ください。

議案第2号の9につきましては、造園業を営む譲受人が、既存の資材置場及び駐車場が手狭となったため、当該地を賃借し、資材置場及び駐車場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び現況道路の畑となっており、周囲はフェンスを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

また、隣接農地所有者へは説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、馬込沢駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断いたします。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

次長 相続税の納税猶与に関する適格者証明願いについて、議案第3号を上程いたします。

議長
事務局

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第3号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。

議案書は5ページです。

本件につきましては、夏見2丁目に在住の申請人の父が令和4年11月に死亡したことにより、耕作地22筆、計16,596平方メートルのうち、生産緑地である夏見2丁目の畑、計8筆及び夏見3丁目の畑1筆、計7,567平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願いの申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶与の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

次長。

次長

令和5年度第2次農用地利用集積計画について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号につきましては、令和5年度第2次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は6ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から、農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、鈴身町の田4筆、計3,319平方メートルに賃借権6年、2は、小室町の田3筆、計2,785平方メートルに賃借権6年、3は、小室町の田2筆、計2,048平方メートルに賃借権6年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和5年度第2次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

次長。

次長

相続税の納税猶与に係る特例農地等の利用状況の確認について、議案5号を上程いたします。

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号につきましては、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてでございます。

議案書は7ページです。

相続税納税猶予の特例適用を受け、20年間の営農の継続により納税が免除される者について、船橋税務署長から、該当する農地の利用状況について確認書の提出が求められたものです。

確認内容としましては、1、自ら所有し、自ら農地として使用している。2、自ら農地として使用していない。3、譲渡等により、現在所有していない。4、その他。以上の4つから選択して回答するものです。

相続人の住所、氏名、農地の相続日と免除の予定日、該当する農地の所在、筆数及び面積につきましては、議案書のとおりとなり

ます。

4月及び5月に事務局にて現地調査及び相続人への事情聴取を行い、これらの農地が適切に耕作されていることを確認いたしましたので、該当農地について、「1、自ら所有し、自ら農地として使用している」として回答することを諮るものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。小川委員。

小川委員 自ら所有して自ら耕作しているということでしたけれども、本人は全然作っていないくても、親が代わって耕作していてもいいということですか。

議長 事務局。

事務局 制度上は作付の有無等は問われておりませんし、適切に管理いただければ大丈夫です。あと、親族の方が適切に管理いただければ大丈夫でございます。

小川委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶与に係る特例農地等の利用状況の確認について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

次長。

次長 船橋市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、議案第6号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

次長 最初に、議案第6号参考資料をご覧ください。ホチキス留めになっている資料2枚目でございます。

今回の推進委員候補者の決定についてご説明いたします。

1の応募状況ですが、令和5年2月15日から3月14日の1か月間募集いたしまして、募集人数13名のところ16名の応募がございました。

次に、2の決定に至った経緯ですが、ご覧のとおりでございます。

総会及び評価委員会で評価方法を審議いただいた結果、評価委員が評定個票により採点を行い、推進委員候補者を決定することとなりました。

その評価方法に基づき、第2回の評価委員会で応募者16名のうち13名を選出したものでございます。

それでは、再度議案第6号をご覧ください。選出した推進委員候補者13名を発表いたします。

敬称は略させていただきます。

第1地区、武藤英夫。第2地区、木村幸男、中村恵一。第3地区、岩佐常信、伊藤貞。第4地区、齋藤英幸、伊豆丸智也。第5地区、伊藤賢司、齋藤義夫。第6地区、伊藤栄一、小川和也。第7地区、海老原寿生、白井廣司。

以上でございます。

今後の予定でございますが、参考資料の3に記載のとおり、本日、可決を得られれば、次期農業委員会へ申し送りを行います。

その後、令和5年7月20日に開催される第1回船橋市農業委員会臨時総会において、新推進委員13名の委嘱を議案として提出し、可決を得られれば推進委員として委嘱を行います。

以上でございます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

土橋委員

1ついいですか。

議長

土橋委員。

土橋委員

岩佐常信委員、前は船橋市内にお住まいだったのが八千代市になっている。今、八千代市ですか。

議長

事務局。

次長	ご事情があつて八千代市に転居されたとのことでございます。
土橋委員	分かりました。もしも推進委員の場合、船橋市在住でなくても構わないと。
議長	事務局。
次長	船橋市在住でなくても構いません。
土橋委員	分かりました。
議長	ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 ないようでしたら、採決をいたします。 本議案につきまして、船橋市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって、承認することに決しました。 続いて、事務局より報告がございます。
次長	農地法第3条の3の届出に係る受理通知の交付について、議案書8ページに記載のとおり、1件の届出を受理いたしました。 なお、あつせんの希望はありませんでした。 報告事項2、農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書9ページから12ページに記載のとおり、4月中に21件の届出を受理いたしました。 報告事項3、農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書13ページから16ページに記載のとおり、4月中に15件の届出を受理いたしました。 以上、報告事項1から3の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。 報告事項4、転用許可に伴う工事完了報告について、議案書17ページに記載のとおり、2件の報告書の提出がありました。 事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。 報告事項5、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書18ページから20ページに記載のとおり、3件の報告書の提

出がありました。

事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項6、農地転用事実に関する照会について、議案書21ページに記載のとおり、1件を局長専決として回答いたしました。

報告事項7、軽微な農地改良の届出書の受理について、議案書22ページに記載のとおり、1件の届出書を受理いたしました。

報告事項8、農地の埋立等工事完了届出書の受理について、議案書23ページに記載のとおり、1件の届出書の提出がありました。

報告事項9、生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書24ページに記載のとおり、1件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項10、コンプライアンスの徹底について、改めましてご説明いたします。配付資料をご覧ください。こちらは令和2年度改選時における業務説明会において使用した資料を一部修正したものとなります。時間の都合上、詳細の説明は省略し、要点のみ説明いたします。

9ページをご覧ください。農業委員の皆様は秘密保持の義務が課せられており、農業委員会に関する法律により、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」と規定されております。これは、個人情報に記載された資料を紛失するという事故のことだけではなく、17ページから記載されているような、総会、審査会や地元の会合において、職務上知り得た情報を第三者に伝えてしまうといった口頭での漏えいも含まれております。

昨今、個人情報に関する法律はより厳格化してきており、市民の個人情報に関する権利意識は非常に高まってきております。

特別職の地方公務員である農業委員の皆様におかれましても、個人情報の取扱いには十分にご注意くださいますようお願い申し上げます。

なお、全国農業会議所が作成した「信頼される農業委員会であるために」のリーフレットの写しを併せて配付しておりますので、後ほどご覧ください。

報告事項は以上です。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後3時40分)

次長

次に、事務連絡がございます。

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

次に、農業委員だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員

_____ 連絡事項 _____

長

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時43分第6回農業委員会総会の閉会を宣言した。